

令和6年度答申第56号
令和6年12月6日

諮問番号 令和6年度諮問第60号（令和6年11月6日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく医療特別手当の失権
処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、
妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、A知事（以下「処分庁」という。）が、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号。以下「被爆者援護法」という。）11条1項の認定（以下「原爆症認定」という。）を受けた疾病に係る医療特別手当の支給を受けていた審査請求人X（以下「審査請求人」という。）に対し、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成7年厚生省令第33号。以下「被爆者援護法施行規則」という。）33条2項の規定に基づき、当該医療特別手当の受給権を失権させる処分（以下「本件失権処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令等の定め

- (1) 被爆者援護法10条1項本文は、厚生労働大臣は、原子爆弾の傷害作用に起因して負傷し、又は疾病にかかり、現に医療を要する状態にある被爆者に対し、必要な医療の給付を行うと規定し、被爆者援護法11条1項は、

前条1項に規定する医療の給付を受けようとする者は、あらかじめ、当該負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因する旨の厚生労働大臣の認定（原爆症認定）を受けなければならないと規定している。

そして、被爆者援護法24条1項は、都道府県知事は、原爆症認定を受けた者であって、その認定に係る負傷又は疾病の状態にあるものに対し、医療特別手当を支給すると規定し、同条2項は、前項に規定する者は、医療特別手当の支給を受けようとするときは、同項に規定する要件に該当することについて、都道府県知事の認定を受けなければならないと規定している。

また、被爆者援護法24条3項は、医療特別手当は、月を単位として支給するものとする規定し、同条4項は、医療特別手当の支給は、同条2項の認定を受けた者が同項の認定の申請をした日の属する月の翌月から始め、同条1項に規定する要件に該当しなくなった日の属する月で終了すると規定している。

なお、被爆者援護法49条は、広島市及び長崎市に関する特例として、この法律の規定中「都道府県知事」又は「都道府県」とあるのは、広島市又は長崎市については、「市長」又は「市」と読み替えるものとする規定している。

- (2) 被爆者援護法施行規則29条1項は、被爆者援護法24条1項に規定する医療特別手当の支給要件に該当する旨の認定の申請は、原爆症認定に係る負傷又は疾病についての被爆者援護法12条1項の規定による医療機関の指定を受けた病院又は診療所の医師の診断書を添えて、医療特別手当認定申請書を居住地の都道府県知事に提出することによって行わなければならないと規定し、被爆者援護法施行規則32条1項は、上記の認定を受けた者（以下「医療特別手当受給権者」という。）は、当該認定の申請をした日から起算して3年を経過するごとに、当該経過する日の属する年の5月1日から同月31日までの間に、上記の診断書を添えて、医療特別手当健康状況届を居住地の都道府県知事に提出しなければならないと規定している。

そして、被爆者援護法施行規則33条2項は、都道府県知事は、医療特別手当受給権者が提出した医療特別手当健康状況届を受理した場合において、当該医療特別手当受給権者が被爆者援護法24条1項に規定する医療特別手当の支給要件に該当しないと認めるときは、当該医療特別手当受給

権者に対し、文書でその旨を通知しなければならないと規定している。

- (3) 上記(2)の被爆者援護法施行規則 33 条 2 項の要件該当性の判断、すなわち、医療特別手当の支給要件に該当するか否か（医療特別手当の支給を継続するか否か）の判断については、平成 26 年 3 月 20 日付け健発 0320 第 1 号厚生労働省健康局長通知「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について」（以下「本件運用通知」という。）が次のように行うと定めている（記 2 の(2)）。

ア 医療特別手当健康状況届に添付の診断書（医療特別手当用）の「認定疾病に対する治療状況」欄の「認定疾病に係る受診状況」が「ア. 定期的に受診し現在治療中」とされている者については、同欄の「現在行っている治療の内容」の項目の記載が認定疾病に対する治療として医学的に不適切なものでない限り、医療特別手当の支給を継続して差し支えない。

イ 医療特別手当健康状況届に添付の診断書（医療特別手当用）の「認定疾病に対する治療状況」欄の「認定疾病に係る受診状況」が「イ. 定期的に受診し経過観察中」又は「ウ. 定期的な受診はしていない」とされている者のうち、認定疾病が放射線白内障の者については、同欄の「認定疾病に対して過去に行った主な治療」の項目の記載等を確認した上、「手術後概ね半年以内の場合」について医療特別手当の支給を継続して差し支えない。

- (4) 平成 27 年 3 月 19 日付け厚生労働省健康局総務課原子爆弾被爆者援護対策室事務連絡「医療特別手当の更新について（その 2）」の別紙 1（医療特別手当の更新に関する疑義照会への回答）の 2（放射線白内障についての疑義照会に対する回答。以下「本件照会回答」という。）は、医療特別手当健康状況届に添付の診断書（医療特別手当用）の「認定疾病に対する治療状況」欄の「現在行っている治療の内容」の項目中の「認定疾病の治療によって生じた疾病（後遺症等）に対するもの」に記載された「疾病」については、「認定疾病の治療後に各種検査等により診断され、認定疾病との関連が認められ、かつ、当該疾病について継続的な治療が行われている場合に後遺症等として認められるものである」ため、「こうした状況に当たらないと判断される場合は、医療特別手当の要件に該当しない」ものとして扱うとしている。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、平成20年4月28日、両眼の「白内障」について、厚生労働大臣に対し、被爆者援護法11条1項の規定に基づき、原爆症認定の申請をするとともに、B市長に対し、被爆者援護法24条1項に規定する医療特別手当の支給要件に該当する旨の認定の申請をした。

(原爆症認定受付台帳、医療特別手当認定申請書)

- (2) 厚生労働大臣は、平成24年3月21日付けで、審査請求人に対し、認定疾病を「白内障」（以下「本件認定疾病」という。）とする原爆症認定をした（なお、審査請求人が原爆症認定を受けたのは、その「白内障」が原子爆弾の傷害作用に起因すると認められたからであるから、本件認定疾病は、本件運用通知にいう「放射線白内障」に該当する。）。

そして、B市長は、平成24年4月17日付けで、本件認定疾病について医療特別手当の支給要件に該当する旨の認定をし、審査請求人に対し、平成20年5月から本件認定疾病に係る医療特別手当の支給を開始した。B市長は、上記の認定を平成26年6月、平成29年6月及び令和2年6月に更新した。

なお、審査請求人は、令和3年4月23日、居住地をC地からD地に変更したと届け出た。

（認定書、「医療特別手当の支給について（通知）」と題する平成24年4月17日付けの書面、平成26年5月1日受付の医療特別手当健康状況届、平成29年5月1日受付の医療特別手当健康状況届、令和2年5月1日受付の医療特別手当健康状況届、B市長発行の同年6月5日付け医療特別手当証書、E都道府県Fシステムから出力した帳票）

- (3) 審査請求人は、令和5年4月27日付けで、処分庁に対し、被爆者援護法施行規則32条1項の規定に基づき、G眼科の医師が作成した同月25日付けの診断書（医療特別手当用。以下「本件診断書」という。）を添付して、本件認定疾病に係る医療特別手当健康状況届（以下「本件健康状況届」という。）を提出した。

(本件診断書、本件健康状況届)

- (4) 処分庁は、令和5年6月6日付けの「医療特別手当健康状況届の審査結果について」と題する書面（以下「本件通知書」という。）で、審査請求人に対し、「先に御提出いただいた医療特別手当健康状況届（注：本件健康状況届）を審査した結果、原爆症と認定された疾病について、「負傷又は疾病により現に医療を要する状況」には該当しないと判断されました」

との理由を付して、本件認定疾病に係る医療特別手当の受給権を失権させる処分（本件失権処分）をした。

なお、本件通知書には、本件失権処分に不服がある場合には、「A知事」（処分庁）に対して審査請求をすることができるとの誤った教示が記載されていた。

（本件通知書）

- (5) 審査請求人は、本件失権処분을不服として、上記(4)の誤った教示に従い、処分庁に対し、令和5年8月8日付けの審査請求書（以下「本件審査請求書」という。）を提出したことから、処分庁は、同月21日付けで、審査庁に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）22条1項の規定に基づき、本件審査請求書を送付し、審査庁は、令和5年8月29日、本件審査請求書を受け付けた。

（本件審査請求書、「審査庁となるべき行政庁への審査請求書の送付について」と題する書面）

- (6) 審査庁は、令和6年11月6日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、本件審査請求書の添付資料として提出した「審査請求の趣旨及びその理由」と題する書面において、本件失権処分の取消しを求める理由として、「私は、2才4ヶ月で、C地H地区で被爆。父、祖母を亡くしました。父は、いつもの朝と同じく、陸軍大本営に出勤し、爆死。祖母は、生後4ヶ月の妹を全身で抱きしめていた為、ガラスの破片等で全身大ヤケドの重態。母は、両うでに大ヤケドでしたが、足にヤケド、ガラスで切り、歩けなく、シーツ等で包帯にして近くの川の橋の下で、祖父と叔父が荷車でさがし出してくれる迄、10日間位、回りの地獄を見て待っていたそうです。幸いにも、私は、その地獄をおぼえていませんが、むごい傷で、祖母は、体中にウジがわき、痛い熱いといい乍ら、2日後に亡くなったそうです。幸いにも、母の実家での大家族で苦しい生活でしたが、今年80才になりました。現在は、高血圧、狭心症、放射線白内障と戦い乍ら、（中略）いつ原爆症になるかとドキドキしています。（中略）近くの病院で原爆手帳が使用出来る病院が少なく、手帳を出すと、不心な目で見られる事があり、不安です。」（注：句読点を追加した。）と記載している。

第2 諮問に係る審査庁の判断

- 1 審査庁は、審理員意見書にあるとおり、審査請求人は、令和5年に本件健康状況届を提出した時点で、被爆者援護法24条1項に規定する「認定に係る負傷又は疾病の状態」ではなく、医療特別手当の支給要件に該当しないから、本件審査請求は棄却すべきであるとしている。
- 2 審理員意見書の概要は、以下のとおりである。
 - (1) 本件審査請求の論点は、審査請求人が本件健康状況届を提出した時点で医療特別手当の支給要件に該当するか否かである。
 - (2) 本件診断書によれば、審査請求人の認定疾病は「原爆白内障」であり、認定疾病に係る受診状況は「イ. 定期的に受診し経過観察中」であるから、本件運用通知によれば、本件が「手術後概ね半年以内の場合」であれば、医療特別手当の支給の継続が認められることになる。しかし、審査請求人の原爆白内障に対する水晶体再建術が行われたのは、右眼が令和2年9月8日であり、左眼が平成30年（注：「平成28年」が正しい。）2月29日であるから、本件健康状況届を提出した時点（令和5年4月27日）で、右眼の水晶体再建術からは2年以上、左眼の水晶体再建術からは7年以上が経過している。
 - (3) また、本件診断書によれば、審査請求人は、本件認定疾病の治療によって生じた疾病（後遺症等）として「後発白内障」を発症しているが、本件照会回答によれば、医療特別手当の支給要件に該当するためには、当該疾病について継続的な治療が行われていることが必要であるとされている。しかし、上記の「後発白内障」については、治療が行われていない。
 - (4) 以上によれば、審査請求人は、本件健康状況届を提出した時点で医療特別手当の支給要件に該当しないから、本件失権処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は理由がないから棄却すべきである。

第3 当審査会の判断

- 1 本件諮問に至るまでの一連の手続について
 - (1) 一件記録によると、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続の経過は、次のとおりである（なお、括弧内は、当該手続までの所要期間である。）。

本件審査請求の受付（処分庁）	： 令和5年8月10日
本件審査請求の受付（審査庁）	： 同月29日
審査請求の担当部署への回付	： 令和6年2月1日

	(本件審査請求の審査庁での受付から約5か月)
弁明書の受付	: 同年3月5日
弁明書の副本の送付	: 同年4月16日 (弁明書の受付から約1か月半)
反論書の提出期限	: 同年5月16日
審理員意見書の提出	: 同年8月13日 (反論書の提出期限から約3か月)
本件諮問	: 同年11月6日 (審理員意見書の提出から約3か月、本件審査請求の処分庁での受付から約1年3か月)

(2) そうすると、本件では、①審査請求の審査庁での受付から審査請求の担当部署への回付までに約5か月、②弁明書の受付から弁明書の副本の送付までに約1か月半、③反論書の提出期限（反論書は、当該期限までに提出されなかった。）から審理員意見書の提出までに約3か月、④審理員意見書の提出から諮問までに約3か月を要した結果、審査請求の処分庁での受付から諮問までに約1年3か月もの期間を要している。

しかし、上記①から④までの各手続に上記の各期間を要したことについて特段の理由があったとは認められない。このうち、上記①の手続に約5か月もの期間を要した経緯は、審査庁からの回答（令和6年11月20日付けの審査庁の事務連絡（以下「本件事務連絡」という。）・記3の(1)）によれば、以下のとおりである。

ア 審査請求人は、本件失権処分を不服として、処分庁に対し、令和5年8月8日付けの本件審査請求書を提出した（処分庁の受付：同月10日）。

イ 処分庁は、本件審査請求書の提出を受けて、本件失権処分についての審査請求先は「厚生労働大臣」であるにもかかわらず、「A知事」であると誤った教示をしたことに気付き、令和5年8月21日付けで、審査庁に対し、行政不服審査法22条1項の規定に基づき、本件審査請求書を送付した（審査庁の受付：同月29日）。

ウ 審査庁（厚生労働省健康・生活衛生局総務課）は、令和5年11月10日付けで、処分庁に対し、本件審査請求書に記載の「審査請求先及び

根拠条文が誤っているため補正が必要である」と連絡し、審査請求人に当該補正をさせるように依頼した。

エ 処分庁は、令和5年11月10日付けで、審査請求人に対し、上記ウの補正をするように依頼したところ、審査請求人が、処分庁に対し、同月14日付けの本件審査請求書の補正書（以下「本件補正書」という。）を提出した（処分庁の受付：同月16日）ことから、処分庁は、同月20日付けで、審査庁（厚生労働省健康・生活衛生局総務課）に対し、本件補正書を進達した（同局総務課の受付：同月21日）。

オ 厚生労働省健康・生活衛生局総務課は、令和6年2月1日、審査請求の担当部署である同省大臣官房総務課審理室に対し、本件審査請求書及び本件補正書を回付した。

以上によると、処分庁が本件失権処分についての審査請求先を誤って教示したため、審査請求人が本件審査請求書を処分庁に提出したことから、処分庁は、行政不服審査法22条1項の規定に従い、審査庁（厚生労働省健康・生活衛生局総務課）に対し、速やかに本件審査請求書を送付したが、審査庁は、本件審査請求書の補正が必要であることを処分庁に連絡するのに約2か月半もの期間を要した上、処分庁から本件補正書が進達されても、約2か月半もの間、審査請求の担当部署に対し、本件審査請求書及び本件補正書を回付しなかった。

審査庁においては、審査請求事件の文書管理及び進行管理の仕方を早急に改善する必要がある（なお、当審査会は、本件と同種の事件についての答申（令和6年度答申第36号）において、上記と同じ準付言をしている。）。

(3) 上記(2)で指摘した点以外では、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手續に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件失権処分の違法性又は不当性について

(1) 本件認定疾病は、両眼の「白内障（放射線白内障）」であり（上記第1の2の(2)）、本件診断書の①「認定疾病に関する現症及び検査所見」欄には「2016年（注：平成28年）2月29日、2020年（注：令和2年）9月8日、水晶体再建術施行済みにて治療済である。」と、②「認定疾病に対する治療状況」欄の「認定疾病に係る受診状況」の項目には「イ.定期的に受診し経過観察中」と、③同欄の「認定疾病に対して過去に行った主な治療（手術等）」の項目には「（手術等）水晶体再建術（実施時

期) 右) 2020年9月8日 左) 2016年2月29日」と、④同欄の「現在行っている治療の内容」の項目中の「認定疾病の治療によって生じた疾病(後遺症等)に対するもの」には「(疾病名) 左) 後発白内障(治療内容) 未」と記載されている(なお、本件診断書には、認定疾病の名称として「原爆白内障」と記載されているが、「放射線白内障」は、原子爆弾の傷害作用に起因する白内障を指しているから、「放射線白内障」と「原爆白内障」は、同義であると解される(本件事務連絡・記4の(1))。)。

- (2) 上記(1)によると、本件認定疾病については、両眼とも水晶体再建術が施行されて治療済みであり、認定疾病に係る受診状況は、「イ. 定期的に受診し経過観察中」とされている。

本件運用通知によれば、認定疾病に係る受診状況が「イ. 定期的に受診し経過観察中」とされている者のうち、認定疾病が放射線白内障の者については、「手術後概ね半年以内の場合」について医療特別手当の支給を継続して差し支えないとされている(上記第1の1の(3)のイ)。

しかし、本件認定疾病については、上記(1)のとおり、右眼については令和2年9月8日に、左眼については平成28年2月29日に手術(水晶体再建術)が施行されて、両眼とも治療済みであり、審査請求人が本件健康状況届を提出した時点(令和5年4月28日)で、右眼については手術から2年7か月半以上が、左眼については手術から約7年2か月が経過している。

したがって、本件は、本件運用通知に定める医療特別手当の支給を継続する場合に該当しない。

なお、本件照会回答によれば、医療特別手当健康状況届に添付の診断書(医療特別手当用)の「認定疾病に対する治療状況」欄の「現在行っている治療の内容」の項目中の「認定疾病の治療によって生じた疾病(後遺症等)に対するもの」に記載された「疾病」については、認定疾病の治療後に各種検査等により認定疾病との関連があると診断され、かつ、当該疾病について継続的な治療が行われている場合に限り、認定疾病の後遺症等と認め、特別医療手当の支給要件に該当するものとして取り扱うこととされている(上記第1の1の(4))。

しかし、本件診断書の「認定疾病に対する治療状況」欄の「現在行っている治療の内容」の項目中の「認定疾病の治療によって生じた疾病(後遺

症等) に対するもの」に記載されている左眼の「後発白内障」については、上記(1)のとおり、「(治療内容) 未」と記載されていて治療が行われていない。

また、上記の「後発白内障」について、当審査会が、審査庁に対し、本件診断書を作成した医師からの聴取を依頼したところ、審査庁から提出された当該医師の回答書（令和6年12月3日付けの審査庁の事務連絡・別添書面）には、次のとおり記載されている。

ア 審査請求人の「後発白内障」は、正しくは、左眼が治療済み、右眼が未治療である。

イ 後発白内障については、視力低下が強くなければ、経過観察をすることも多い。審査請求人の場合には、治療の希望が強くないため、現在、経過観察中である。

ウ なお、審査請求人から、令和5年4月24日（本件診断書の作成日の前日）、自らの「後発白内障」は原爆白内障であるかとの質問があり、これに対し、原爆白内障（本件認定疾病）は既に治療済みで、「後発白内障」は原爆白内障ではないと伝えたことがカルテに記載されている。

そうすると、審査請求人の「後発白内障」は、右眼が未治療であるが、両眼とも本件認定疾病との関連がないと診断されている。

したがって、本件は、本件照会回答によっても、医療特別手当の支給要件に該当するものとして取り扱うことはできない。

以上によれば、審査請求人は、本件健康状況届を提出した時点で被爆者援護法24条1項に規定する「認定に係る負傷又は疾病の状態」にあったとは認められない。

(3) 審査請求人は、C地で被爆し、父、祖母を亡くし、母も大火傷を負い、大変苦しい生活をしてきたと主張するほか、80才になった今、高血圧、狭心症、放射線白内障と戦いながら、いつ原爆症になるかとドキドキしているなどと主張する（上記第1の3）が、これらの事情は、上記(2)の判断を左右するものではない。

(4) 上記(1)から(3)までで検討したところによれば、本件失権処分は、違法又は不当であるとは認められない。

3 付言

(1) 本件通知書には、本件失権処分の理由として、「先に御提出いただいた医療特別手当健康状況届（注：本件健康状況届）を審査した結果、原爆症

と認定された疾病について、「負傷又は疾病により現に医療を要する状況」には該当しないと判断されました」と記載されているだけである（上記第1の2の(4)）。これは、本件が被爆者援護法24条1項に規定する医療特別手当の支給要件に該当しないことを記載したものと考えられるが、医療特別手当の支給要件に該当するか否か（医療特別手当の支給を継続するか否か）の判断については、本件運用通知及び本件照会回答が具体的な基準を定めている（上記第1の1の(3)及び(4)）から、本件通知書においては、本件認定疾病に適用される本件運用通知及び本件照会回答の具体的な基準を示した上で、本件がそれらの基準に該当しないことを説明すべきであった。

- (2) 本件通知書には、本件失権処分に対する不服申立てとして、「A知事」に対する審査請求をすることができるほか、「E都道府県」を被告とする処分の取消しの訴えを提起することができるとの誤った教示が記載されていたため、審査請求人は、上記の誤った教示に従い、本件審査請求書を「A知事」（処分庁）に提出して本件審査請求をした（上記第1の2の(5)）。本件審査請求書の提出を受けて、処分庁は、本件失権処分についての審査請求先を誤って教示したことに気付き、行政不服審査法22条1項の規定に従い、速やかに本件審査請求書を審査庁に送付したが、審査庁は、本件審査請求書の補正依頼の процедуруを自らすることなく、処分庁に当該手續をさせている（上記1の(2)のウ及びエ）。

しかし、行政不服審査法22条5項は、同条1項等の規定により審査請求書が審査庁となるべき行政庁に送付されたときは、初めから審査庁となるべき行政庁に審査請求がされたものとみなすと規定しているから、本件審査請求書の補正が必要であれば、審査請求人に対する当該補正依頼の手續は、本件審査請求書の送付を受けた行政庁である厚生労働大臣が自らすべきであった。

なお、審査庁は、処分庁に対し、本件審査請求書に記載の「審査請求先及び根拠条文が誤っているため補正が必要である」と連絡し、これらの補正依頼の手續を行わせている（上記1の(2)のウ）が、誤った教示に起因する審査請求書の記載の誤りは補正させる必要はないと解されている（総務省行政管理局編著「逐条解説行政不服審査法（平成28年4月）」141頁参照）から、本件審査請求書に記載の「審査請求先」については、補正をさせる必要はなかったというべきである。

また、本件審査請求書の「審査請求に係る処分」を記載する部分には、本件通知書の年月日及び文書番号が記載されているから、当該部分に記載された根拠条文に誤りがあったとしても、「審査請求に係る処分」の特定に問題が生じていたわけではない。したがって、本件審査請求書に記載の「根拠条文」についても、補正をさせる必要はなかったというべきである（なお、本件通知書に本件失権処分の根拠条文が記載されていれば、審査請求人は、本件審査請求書に本件失権処分の根拠条文を誤って記載することはなかったと考えられるから、この点からも、審査請求人にその記載の誤りを補正させたことは、相当でなかったというべきである。）。

ところが、審査庁が、処分庁に対し、本件審査請求書に記載の「審査請求先及び根拠条文」について補正依頼の処理を行わせたため、当該処理のために約3か月もの期間を要しており、これが本件審査請求の処理を遅延させた原因の一つとなっている（上記第3の1の(2)）。

今後、処分庁においては誤った教示をしないようにするとともに、審査庁においては誤った教示がされた場合の対応を間違えないようにされたい。

4 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	原			優
委	員	野	口	貴	公 美
委	員	村	田	珠	美